

研究報告

食を用いて治療するという思考

藤原道長のとりくみ

谷口美樹

藤原道長(966-1027)は自らの病いを、その一端であったとしても日記に綴っていた。また周囲の人びとに、自身の症状の変化や具体的な治療行為について語っていった。藤原実資(957-1046)は道長本人から聞かされた治療法の効果、道長を治療した医師たちの情報、道長周辺の人びとの伝聞などを詳細に記録していた。平癒を目指し、自らの身体に取り組んだ道長の実践は、その後、子孫たちに継承されていくこととなる。本小稿では、治療行為を情報として共有し、治療法を更新していく様態に着目し、病むという局面に現れる、平安貴族社会の身体観の一端を明らかにする。

はじめに

藤原道長の眼は光を失いつつあった。その容態を道長は自ら書き残した。現在『御堂関白記』と称される日記に、その経過を辿ることができる。この小稿は『御堂関白記』を基本資料に【註1】、眼疾を端緒として顕わになる、道長の身体へのとりくみの一端を明らかにしようとするものである。

1. 藤原道長の眼疾**(1) 経過と治療**

寛仁二年(1018)、五十三歳となっていた道長は、十一月六日条に「月来間目不明」と書いた。十二日条には「未明」と記し、二十四日条には「月来眼性不明」と記した。

翌年になっても症状は続き、寛仁三年(1019)正月十五日条に「目暗」、翌月の二月六日条に「目尚不見」と記した。症状の詳細は、

二三尺相去人顔不見、只手取物許見之、何況庭前事哉、

というものであった。六〇～九〇cm先の人の顔が見えない。手元の物は見えても、庭前は見えないのである。

このような症状は十一月より遡ってのこととある。ひと月半ほど前の、九月二十日条に「此日服紅雪」という記述のあることに着目すれば、視力の低下は九月下旬に始まっていた可能性がある【註2】。というのも紅雪とは、かつて三条天皇の眼疾に処方された薬なのであった。御前に参上していた道長は、天皇が紅雪を服用する場に立ち会ったことを長和四年（1015）二月十九日条に記していた【註3】。それから二年半ほどの時を経て、こんどは道長が三条天皇と境遇を同じくするに至ったということであろうか【註4】。

自らの服用にあたって道長は、紅雪を服すとのみ記したが、三条天皇のときには処方した人物の名を書き記していた。一人は丹波忠明。『医心方』を撰進した丹波康頼を祖父に持つ。医薬に従事する家系にある人物で、寛仁二年（1018）には侍医に補任されていた【註5】。もう一人は清原為信。医療に専従してはいないが、典薬頭清原滋秀を父に持ち、為信の息子は「真朱散」という薬を藤原実資の命により作っていた【註6】。このような医薬の知識を持つ者によって、紅雪は処方されるのであった【註7】。

薬物の服用に加えて、回復を期待して行なわれたのが、陰陽師による祓いである。寛仁二年（1018）十一月六日条に、

出東河解除、是月来間不明、仍所祓也、吉平朝臣從今日初也、

とあり、道長は賀茂川に出向いて、陰陽師安倍吉平に祓いを行なわせている。翌七日条に「出河解除」、翌々日の八日条に「出河祓」、九日条に「出河解除」とあり、連日、賀茂川に出向き、祓いを行なわせた。その一方で日常の職務を全うしており、七日には皇太后宮へ、八日には大内裏へ出仕している。最終日の十二日条には、

今日終日祓、吉平給祿、是月来間眼不明、仍所祓也、而未明、

とあり、安倍吉平に報酬を与え、七日間の祓を終わらせていた。吉平とは、安倍晴明の息子で、陰陽得業生より出身し、陰陽博士を務めた人物である。道長は由祓や七瀬祓を行わせたり、春日参詣の日時や、新造上東門第の造作ならびに移徙、娘の威子の中宮冊立の、日取りを勸申させるなど重用している【註8】。

さらに僧侶に修法を行なわせていた。十一月二十四日条に、

此日以心譽前僧都、初修善、是月来眼性不明、仍令修也、仏眼法、

とある。仏眼法をとり行った心譽とは、勸修・穆算の二師から教えを受けた園城寺の僧で、験力のあることで知られていた。道長は日記に「嚴徳無極」と記し、篤く信任し、法成寺の別当に任命するな

どしている【註9】。道長は眼疾に先立って「胸病」を発症していたが、そのときの、閏四月十七日条・二十九日条に、心響に修善させたことを記述している。

上記のとおり、視力回復の望みをかけて道長が行なった治療とは、医学、陰陽道、仏教に亘るものであった。三つの立場から治療が重ねられたが、この均衡をやぶる事態が生じる。仏事に支障となる治療法を陰陽師と医家が勧めてきたのである。

(2) 魚肉を食すという決断

眼の容態は依然として改善されなかった。症状に悩んでいた道長は、寛仁三年（1019）二月六日条に次のように記した。

陰陽師・医家申可食魚肉、月来間不用之、

陰陽師と医家が魚肉を食すべきと進言していたが、道長は取り合っけこなかった。しかしながらこの日、道長は決断するのである。

今不奉見仏像・僧、經卷近当日奉読、若從此暗成、為之如何、仍五十日假申三宝、從今日食之、思歎千万念、是只為佛法也、非為身、以慶命僧都令申之、從今日肉食間、可書法華經一卷、

魚肉を食するという。すでに仏像や僧侶を見奉ることができなくなってしまっており、經に目を近づけて読んでいる現状である。さらに悪化して、これ以上視野が暗くなったなら、どうすればよいのであろうか。佛法を奉るには、見える眼が必要であり、そのために魚肉を食すのである。決してわが身のためではない。仏・法・僧の三宝に暇を乞い、五十日という期限を設けて、魚肉食に踏み切ることにしたというのである。

この頃、道長が魚肉を断っていたことは、藤原実資の日記である『小右記』の、寛仁三年（1019）正月二日条からも裏付けられる。道長主催の正月の臨時客において、招かれた人々に供されたのは「清食撰」であった。「因主人清食」とあり、道長が「清食」であったので、魚肉の用いられない、精進の饗宴となったのである【註10】。

そして二月六日、道長が魚肉を食したことも、実資は記載している。『小右記』寛仁三年（1019）二月九日条に、

忠明宿祢云、去六日大殿服魚味、両三年断魚鳥、依目病被服云々、

とある。道長が魚肉を復食したことは、三日後には実資の耳に届いていた。伝えたのは医師丹波忠明である【註11】。忠明によれば、道長が魚や鳥を断っていた期間は二、三年に及んでいたという。忠明の談話や実資の記述が正確であるならば、先にみた道長の記述の、「陰陽師・医家申可食魚肉、月来間

不用之」とある「月来間」とは、陰陽師や医家の進言を道長が受け入れなかった期間を示していると解釈されるのではなかろうか。「思歎千万念」と記述したとおり、道長は魚肉を食したくなかったのである。それでは実資は、魚肉を復食するという道長の選択をどのように聞いたのであろうか。日記には苦言を残していない。そこで実資の見解を推測するために、日頃、どのように魚肉を食していたのか、その様態を探ることとする。

2. 藤原実資にとっての魚食

(1) 魚食の実感

実資は魚肉を欠いたことによって、もたらされる体感を日記に書き残している。『小右記』寛仁二年(1018)五月十八日条に、

今日故殿御忌日、数日清食太無力、仍不堪自齋〔齋〕、以證空阿闍梨相讓令齋〔齋〕、僧前只以料物施読経僧三口、〈増暹・念賢・興昭〉、

とある。忌日にあたっては「齋食」となるのが通例であり、五月十八日は藤原実頼の忌日であった【註12】。しかしながら、この間、「清食」していたため、「無力」を実感していた。そこで自らは齋食せずに、代わりに僧侶に齋食させたという。魚肉を欠く日が数日続くことによって、活力は低下すると体感していたのである。このような経験によってか、魚肉の憚られる儀式の前に、あらかじめ魚肉を食しておくという対応がみられる。『小右記』寛仁二年(1018)六月一日条に、

来三日於大極殿以百口僧三个日可被転読仁王経、

とある。来る六月三日に、百人の僧侶による仁王経転読を大極殿で三日間にわたり行う予定であると、養子である資平を介して知ることとなった。翌二日条には、

召使来申明日八省御読経発願由、今日服魚味、

とあり、召使が来て御読経に招請されたのである。そこで実資は、本日二日に魚肉を食したという。そして六月三日の当日には、

清食、於大極殿被行百口仁王経御読経、〈祈雨御祈〉、未剋許参入、

とあり、まず「清食」をとったのち、午後三時ごろに大極殿に参入している。仁王経御読経という法会において魚肉が憚られることは実資にとって常識であった【註13】。そこで、あらかじめ魚肉を食するという対策をとった。法会の間は魚肉を食すことができなくとも、前日にとっておけば、体力の低下

を避けることができる。魚肉を欠かさないことが体力維持に必要なことと実資は実感していたのである。

このような記載を残した、およそ八か月後の寛仁三年（1019）二月九日に、道長が魚肉を復食したという情報を耳にしたのであった。魚肉の欠乏と体力の低下とが相関関係にあると実感していた実資にとって、病床にある道長が魚肉を食すという選択をしたことは、至極もつともな事として受け入れられたのではなかろうか。

（2）老いには魚食

魚食の効果について、とくに老いという観点から、実資は記述を残している。『小右記』寛弘二年（1005）十一月二十三日条に、

菅相公来、為参内束帯間、依可経時剋、為令補老人氣上、差魚子、其後良久話談、相俱参内、

とある。菅相公とは菅原輔正のことであり、菅原道真を曾祖父にもつ。このとき参議の職にあった。実資とともに参内しようと思えにきたのであるが、束帯を着すため支度には時間がかかる。そこで実資は、菅原輔正を気遣い、魚子でもてなしている。魚子を食すと、老人の気上がりを補うことができるという。菅原輔正はこのとき八十一歳であった【註 14】。実資本人は四十九歳であったが、その後、わが身のこととして老いを意識することとなる。『小右記』寛仁元年（1017）十月五日条には、

今日射場始、称物忌不参、連日之勤老骨難堪、

とある。このとき実資は六十一歳となっていた。老いた骨身に連日の恪勤は堪えられなくなったという。その三か月ほど後の、『小右記』寛仁二年（1018）正月十六日条には、

今日節会、称物忌之由不参、多是夢想不閑之上、年老精進身已屈也、不参之由、示遣藏人左小弁経頼朝臣、

とある。老身には精進がこたえるというのである。七十一歳のときの記述の、『小右記』万寿四年（1027）五月二日条には、

日来精進、無力殊甚、良圓下山令加持、

とある。精進の続いたため、甚だしく体力を失ってしまった。そこで天台僧となっていた息子の良圓に加持させ、仏力を受けようとしたのであった。七十二歳のときの記述の、『小右記』長元元年（1028）九月一日条には、

余衰老殊甚、不堪精進、仍此間以小供所施耳、

とある。古い衰えた身にとって、精進することはもはや堪えられなかった。そこで魚食することを優先し、実資宅にて仁王講に奉仕していた僧侶への布施は小供所にて行わせたのであった。仏事において魚肉は憚られるのであるが、実資は魚食を優先する姿勢をとるのである。七十四歳のときの記述の、『小右記』長元三年（1030）六月二十一日条には、

向修法所受加持、厄弱之身清食難堪、仍今〔令カ〕申不動尊服魚味、

とある。「厄弱之身」と自覚する実資に、もはや精進することはできない。自らの状態を本尊である不動明王に申し上げることによって、魚肉を食した身であるにもかかわらず、不動明王から加持の力をいただくというのである。このような対応は『小右記』長元三年（1030）九月二十六日条にも、

向壇所受日中加持、今日服魚味、先令申仏、

とあり、まず本尊の仏に申し上げることによって、魚を食した身でありながら、修法所で加持を受けることができるというのである。魚食を優先し、仏事を変更する。このような対応をとっても、魚肉を食さねばならない。実資にとって、魚味の欠乏とは生命の危機として意識されているのである。

さて、寛仁三年（1019）二月に遡ってみると、このとき実資は六十三歳となっていた。すでに老いを実感し、魚食を不可欠とする実資にとって、仏事を優先する道長の姿勢とは、どのように映ったのであろうか。魚肉を食することを「思歎千万念」にして選択した道長の心情を、実資は理解しえたのであろうか。

3. 道長のとりくみ

(1) 医薬としての魚肉

魚肉を食すという行為について、実資が食したのは、食すると活力が得られるという、経験的実感に基づいてのことであった。それに比して、道長が魚肉を食すことを選択したのは、陰陽師と医師に勧められたからである。「陰陽師・医家申可食魚肉」と記述したところに、魚肉とは治療薬であったことが表れている。日常、魚を食すにあたって、陰陽師の関与は見られない。治療という局面において、服薬の可否や日時を占勘するのが陰陽師の役割である。このたびの魚肉食とは陰陽師によって可と勘申され、医師によって魚肉の効能が説明されたと推測される。

先にみた『医心方』には魚肉を医薬として用いる処方が記載されている【註15】。全三十巻から成る『医心方』の、最末となる巻第卅では、食物を「五穀部」「五果部」「五宍部」「五菜部」の四類に分け、それらの効能を解説する。まず中国医薬書における名称を記載し、出典となる本草書や食経（『崔禹食

経』『孟詵食経』『七卷食経』など)を明記し、その内容を引用した上で、末尾に「和名」を仮名で付す【註16】。魚類は「五疔部」の第三に配され、鯉魚(和名 已比)、鯽魚(和名 布奈)、鰻魚(和名 阿由)、鯛(和名 多比)、鱸(和名 須々支)、鯖(和名 佐波)、鰺(和名 阿知)、鮭(和名 佐介)、鱒(和名 末須)、鰈魚(和名 波牟)、王餘魚(和名 加礼比)、烏賊魚(和名 伊加)、海鼠(和名 古)、海月(和名 久良介)、海蛸(和名 多古)など列挙されている。

先にみたとおり、道長の眼にあらわれた症状とは、「目不明」「未明」「眼性不明」「目暗」「目尚不見」というものであった。巻第卅「五疔部」第三に列挙された魚類のうち、「目を明らかとする」効果をもつのは、鯉魚(和名 已比)の「本草云。(中略)明目」、鰺(和名 阿知)の「崔禹云。(中略)明目」、鰈魚(和名 波牟)の「崔禹云。(中略)明目」である。鰻魚(和名 阿由)については「本草云。主百病」とあり、万能の薬効が期待されている。出典である「本草」「崔禹」とは、いずれも医薬書であり、「本草」とは『新修本草経』、「崔禹」とは『崔禹食経』を指す【註17】。魚肉食とは、医薬書に基づいた医療行為であった。

このように中国医薬学を根拠とする医療行為であっても、実際に服用する局面においては、陰陽師による占勘が必要となる。平安貴族にとって身体の症状とは、身体の置かれた秩序との関わりにおいて、生じた支障が身体に顕われたものであるとされていた。このような疾病認識において、症状を引き起こしている原因を判定するのが陰陽師であり、その判定に基づいて治療を行うのが医師なのである。魚肉食とはこのような疾病認識のもとに勧められたのであった。

しかしながら道長は「思歎千万念」と記述したように、魚肉食を拒んでいたのである。そこで注目されるのが、魚肉食におよぶ二日前の、寛仁三年(1019)二月四日条の、

有惱氣、及晝間、食麦粥、

という記述である。気分がすぐれないので、麦粥を食したというのである。前日の二月三日条には、

心神不覚、如霍乱、不知前後、

とあり、意識が失われ、霍乱のような状態であったという。霍乱とは吐いたり下したりする症状をいい【註18】、眼が見えないのみならず、症状は全身にあらわれていた。このような状態にあることを実資にも語っている。『小右記』寛仁三年(1019)二月五日条に、

参大殿、(中略)被談一昨夜俄如霍乱悩煩事・目不見事等、

とある。一昨日の夜から急に霍乱のようになり、悩み苦しみ、目が見えない。このような病状にあつて、麦粥を食すという記述があるのは、麦粥になんらかの効能、たとえば症状の緩和を期待して、服用したのではなかったろうか。道長は麦粥と記すのみで、その種類は不明であるが、『医心方』巻第卅、

五穀部には、「大麦」「穠麦」「小麦」「蕎麦」の四種が挙げられている。「大麦」は和名を「不止牟支」といい、「本草云、味鹹温微寒无毒、主消渴除熱益氣調中」とある。のどの渇く症状である「消渴」を治療し、熱を除くという効能をもつ。「穠麦」は和名を「加知加多」といい、「本草云、味甘微寒、食之輕身除熱、以作藥温消食和中、崔禹云、以作粥食之益面色」とある。身体を軽くし、熱を下げる。また粥にして食すと顔色を良くする。「小麦」とは和名を「己牟支」といい、「本草云、味甘微寒無毒、主除熱止燥渴利小便養肝氣止漏血唾血」とある。熱を除き、身体の燥き、のどの渇きをとめ、小便の出を良くする。肝気を養い、血の漏れや吐血を止める。「蕎麦」とは和名を「曾波牟支」といい、「孟詵云、寒難消動熱風不宜多食」とある。蕎麦については、身体を冷やし、消化が悪く、風邪を引きやすくする、多食するのは良くないなどの欠点が列挙されるが、続いて「醫玄子張云、蕎麦雖動諸病、猶厭丹石能練五臟滓統精神」とあり、鉉物の害毒に効能があることが示されている。

道長の、霍乱のような症状には「大麦」「穠麦」「小麦」のいずれも効果のあることが推測される。とくに「小麦」の「養肝氣」という効能に着目すれば、眼疾への効果を期待して処方された可能性があろう。先述したように中国医薬学において、眼疾とは肝臓の気の不足による症状であり、肝気を養うことが治療となるのである【註19】。

麦粥の、麦の種類は不明であるけれども、その効能を知ったうえで、治療行為として、道長は食していたのではなかろうか。麦粥によって眼疾の症状が改善されるならば、魚肉を回避することができる。これまで通り、三宝に心おきなく奉仕することができるのである。道長は麦粥の効果に懸けていたのかもしれない。

(2) 食の効能

道長の食のとりくみについて、実資は興味深い記事を残している。長和五年(1016)四月、五十一歳であった道長は病む状態にあった【註20】。『小右記』長和五年(1016)四月二十七日条には、

摂政飲湯給無隙、被憔悴云々、

とある。湯をしきりに飲み、憔悴しているというのである。翌々日の二十九日条には、

摂政温体乖例、恙氣不軽、卿相密語云、可被慎歟、

とある。命にかかわる容態であると道長をとりまく人々によってささやかれている。このような状態にあっても、道長は法華三十講を主催しようとする。期間を例年の半分とし、一日あて二講にしての、法華三十講である【註21】。その場に列座した実資に、道長は自らの症状や療法について語っている。『小右記』長和五年(1016)五月十一日条に、

摂政命云、従去三月頻飲漿水、就中近日晝夜多飲、口乾無力、但食不減例、医師等云、熱氣欬

者、雖不服丹薬、年来豆汁・大豆煎・蘓密〔蜜カ〕煎・呵梨勒丸等不断服之、此驗坎、仍服冷物、風未発、従今日服茶、於客亭一度飲之、

とある。三月から頻りに水を飲んでいるという。このごろは昼も夜も水を飲んでいる。けれども口が渴き、力が出ない。医師たちは熱気によると診断した。自らを振り返ってみると、丹薬を服用していないけれども、豆汁・大豆煎・蘓蜜煎・呵梨勒丸などを常用していたので、熱が出ているのではなかろうか。そこで冷物をとってみた。けれども風は起こらず、熱気は散らない。そこで今日から茶を服すことにした。道長の談話を実資は記録し、さらに続けて、道長の行動を観察する。

両三度入簾内、若飲水給坎、

客亭にて一度、茶を飲んだ後、二度三度と簾中に入った。水を飲んでいたようである。さらに道長の言談を実資は記述する。

命云、今日飲水多減、然而太無力也、不讀經念誦、熱発者不可無力、而顔色憔悴、身又如此、若猶極病坎者、

今日は水を多く飲まずとも過ごせているけれど、体力はなくなっている。読経念誦できない。熱が出て、顔色も悪く、身体も痩せ衰えてしまった。

伺気色、容顔頗疲、恙氣掲焉、依御口乾、持杏二果〔顆〕、時々嘗之、

道長の談話を受けて、実資は顔色をうかがってみる。疲れがあらわれている。道長は杏子二つを嘗めては口の乾きをしのいでいる。

又命云、服豆汁・葛根等、服柿汁、定延法師云、柿者熱物不可服者、仍不服、

豆汁・葛根を服用しているという。柿汁も服用していたが、定延法師に柿は熱物であるから服すべきではないといわれたので、服用しないことにしたという。

実資が記述したことによって、道長が自らの身体にどのように取り組んでいたのか、その一端が知られることとなった。道長は自らの症状に、豆汁・大豆煎・蘓蜜煎・呵梨勒丸・茶・杏子・葛根・柿汁などを用いてはたらきかけ、その効果を観察していた【註22】。食から身体にはたらきかけていたのである。このような道長のとりくみについて、翌々日、実資は次のように記した。

日来摂政被食葛根【註23】、依為薬云々、一昨日云、口乾頻飲水、依医家申、服件葛根、甚良、

暫不飲水、亦有氣力者、世間撰政服、是飢渴相也、飢渴之百姓無食物、掘葛根為食、未聞上藹食葛根、

道長は葛根を食して、それを薬としているということであった。口が渴いて頻りに水を飲んでしたが、医家の申し出によって葛根を服したところ、飲水をしばらく止めることができ、気力も出てきたという。道長本人から直接これらの話を聞いた実資は、内心、苦言を呈するのである。葛根とは飢えた人々が食べ物がないときに掘り起こして食すものである。道長のような上臈が、それも薬として服すということがあってよいのかというのである。

ここで注目されるのは、実資は葛根を医薬という文脈で捉えていないということである。葛根とは中国医薬の基本薬であり、『神農本草経』巻中二に「味甘平、多治消渴身大熱、嘔吐、諸痺、起陰氣、解諸毒」とある【註24】。消渴とは先に大麦の処方に見たように、水を飲んでも飲み足らず、のどの渇きの癒えない症状をいう。道長の症状に葛根を処方することは適切な処置といえよう。道長の実感からしても服用によって快方に向かっている。しかしながら実資は、葛根を医薬として理解しようとしていない。実資の医薬への関心について、新村拓氏は「実資は若いころより医薬に対し深い関心を持ち、薬種の収蔵によく努めている。大宋国の医僧より治眼の薬や治小児病中生虫の薬を（長和三年六月二十五日条）、あるいは実資所領の筑前国高田牧司を通して唐薬を（治安三年七月十六日、十月二十一日条）、それぞれ入手している」と指摘している【註25】。実資は医薬に関心をもたなかったのではない。関心の対象となっていたのは、宋国の薬であり、呵梨勒・檳榔子・雄黄・巴豆・紅雪・紫金膏などの、唐物と称される薬であった。列島に生育する在来の植物については、中国医薬学の観点から本草薬として効能があると聞かされても、新しい知見として受け入れることをしない。これまでの経験知を優先するのである。ここからすれば実資にとって薬とは、外来するからこそ効能をもつと認識されていたと推測されるのである。【註26】。

先例を重視する実資の姿勢からすると、実資独自の考えではなく、貴族社会に共有されてきた認識なのではなかろうか。一方、葛根を服用する道長は、貴族社会の、此岸における秩序を遵守することに意義を見出さない。道長の玄孫の忠実によると、『延喜式』の規定を遵守せず、独自の対応を行っている【註27】。平安貴族として要請されるふるまいから逸脱する、道長であるからこそ、葛根の服用を試みたと推測されるのではなかろうか。

道長の食治行動の特質とは、食を経験知としてとるのではなく、これまで食していなかったものを食す。中国医薬学の文脈にある、食の効能を知り、食から身体にはたらきかける。道長のとりくみは新奇な出来事として、実資の目に映ったのではなかろうか。

おわりに

道長は、孫であり、即位の儀を二月七日に行ったばかりの後一条天皇に次のように語ったという【註28】。

摂政殿被仰云、日来之間神心不例、就中澹水、是古人所重慎也、已足分、於今者從【註 29】有非常何恨之有哉、

このごろ体調がすぐれず、水を飲んでいる。命の危ぶまれる兆候があらわれている。「古人」とは「昔の人」「先人」のことを示すのが慣例であるが、このとき道長は、兄の道隆や甥の伊周の姿を眼差していたのではなかろうか。

藤原道隆は長徳元年（995）四月十日に四十三歳で亡くなった。『栄花物語』巻第四「みはてぬゆめ」によれば【註 30】、「冬つ方になりて、関白殿、水のみきこしめして、いみじう細らせ給へりといふ事ありて、内などにもをさをさ参らせ給はず」という状態であった。水ばかり飲み、痩せていく。症状は進行し、「水きこしめす事やませ給はで、いと恐しうて年も暮れもてゆく」。春が過ぎ夏になり「四月十日、入道殿うせさせ給ひぬ」。

藤原伊周は寛弘七年（1010）正月二十八日に三十七歳で亡くなった。『栄花物語』巻第八「はつはな」に「帥殿は日来水がちに、御台などもいかなる事にかとまできこしめせど、怪しうありし人にもあらず、細り給ひにけり。御心地もいと苦しう悩しうおぼさる」という状態であった。水を頻りに飲み、痩せていく。そして「年も返りぬ。寛弘七年とぞいふめる。（中略）帥殿は今年となりては、いとど御心地重りて、今日や今日やと見えさせ給ふ。（中略）遂に正月廿九日にうせ給ひぬ」。

伯父である藤原伊尹のことを憶ったかもしれない。藤原伊尹は天禄三年（972）十一月一日に四十九歳で亡くなった。『栄花物語』巻第二「花山たづぬる中納言」に「御心地例ならずのみおはしまして、水のみきこしめせど、御齢もまだいと若うおはしまし、世知らせ給ても三年になりぬれば、さりととも頼み思さるる程に、月来にならせ給ひぬ。内に参らせ給ふ事なども絶えぬ」【註 31】。

水を頻りに飲み、衰えていく。このような症状がわが身にも起こったのである。そしてその帰結するところを知っていた。「已足分、於今者從有非常何恨之有哉」と孫に語り聞かせながら、自らにも言い聞かせていたのかもしれない。

しかしながら、その後、道長はひとまず寛解するのである。道長自身も、それを目の当たりにした実資も、驚いたことであろう【註 32】。食の効能を知り、それを医薬として用いることには効果がある。自らの身体を観察しながら、食から身体にはたらきかける道長の姿勢は、実資に影響を及ぼしていく【註 33】。子孫たちにも継承されていくこととなる【註 34】。

道長が自らの身体にとりくむ、その原動力となったのは、三宝に奉仕する身体でありたいという思いであった。「是只為仏法也、非為身」という心持ちによって、道長は新しい地平を切り開くこととなったのではなかろうか。

註

1. 道長の自筆本十四巻と古写本十二巻を収めた『記録文書篇 第一輯 御堂関白記』（思文閣出版、1983～1984

年)を用いる。『大日本古記録 御堂関白記』(岩波書店、1952~1954年)、山中裕編『御堂関白記全註釈』(高科書店、1985~2012年)を参照する。

2. 道長の紅雪服用を丸山裕美子氏は「道長はこのころ視力の衰えに悩んでおり(『小右記』寛仁二年十月十七日条)、眼病の治療として用いたのかもしれない」とみる(丸山裕美子「紅雪」大津透・池田尚隆編『藤原道長事典一御堂関白記からみる貴族社会』思文閣出版、2017年、399・400頁)。『小右記』寛仁2年(1018)10月17日条に「大殿被清談次命目不見由、近則汝顔不殊見、申云、晩景与晝時如何、命云、不回昏時・白晝、只殊不見也」とあり、10月には眼疾を発症していたことが確認される。
3. 三条天皇の眼疾の経過は藤原実資の日記である『小右記』に詳しい。長和3年(1014)3月1日条によれば、三条天皇は「近日片目不見、片耳不聞、極悩之内、臨夜弥悩」という容態であった。3月3日条に「為信以中將令奏可聞食紅雪之由、所申之事甚多、不能具記」とあり、清原為信が紅雪の服用を進言した。3月17日条に「資平・為信相對、問昨日仰事趣、為信申云、御目者通肝蔵〔臟〕、御飢所致也、腎蔵〔臟〕又可令補給、謂御飢者、若又御心勞歟、子細不注」とあり、為信が紅雪服用を進言したのは、肝臓を満たすべき気が不足しているから目が見えず、腎臓を満たすべき気が不足しているから耳が聞こえないので、それらを補わなければならないという診立てによるものであった。身体を流れ動く「気」の「やどり場所」が五臓であり(石田秀実『気・流れる身体』平河出版社、1987年、18頁)、「臓の気は、それぞれ身体中の特定の場ないし流体を養う」(同上、65頁)という中国医薬学の「気」の概念を用いて、為信は眼疾という症状を説明したのである。紅雪を処方したのは「薬物は偏った極端な気をもつものであり、だからこそ人の体気のアンバランスを調整しうる」(石田秀実『中国医学思想史』東京大学出版会、1992年、97頁)ためと推察され、「身体内部の虚(気の欠落)と、身体外部からの病邪という二つの対象にまなざしを注ぐのが、中国伝統医学の基本」(同上、143頁)であり、為信は前者の立場に比重をおいて処方したと推察される。為信に対峙したのは実資ではなく養子資平であり、実資は「所申之事甚多、不能具記」「子細不注」などと記し、為信の見解に関心を示していない。「謂御飢者、若又御心勞歟、子細不注」という記述からは、中国医薬学の根幹である、身体に流れる「気」という概念を理解していないことがうかがわれる。実資が中国医薬学を理解する姿勢をもたなかったことは、後述するように葛根を服用する道長への批判からもうかがわれる。なお『小右記』は『大日本古記録 小右記』(岩波書店、1959年~1986年)に依拠する。
4. 紅雪服用と眼疾との関わりについて、服部敏良氏は「三条天皇の眼病に紅雪が用いられているが、使用の主目的が何であったのかは明らかではない」とする(『王朝貴族の病状診断』吉川弘文館、1975年、147頁)。前掲註3の「御飢」を「天皇が飢えの状態にあったと言うことは食事をとられなかったものと推定され」(同上、141頁)とし、為信の説明する「飢」を誤解したことによる見解であろう。この服部氏の見解は、前掲註3の、中国医薬に対する実資の無関心に引き摺られてのことと推察される。
5. 『小右記』寛仁元年(1017)11月15日条に「権医博士但波忠明」、寛仁2年(1018)12月30日条に「侍医忠明」とある。『左経記』寛仁3年(1019)9月27日条に「入道殿御受戒、令下向南京、御共人々、(中略)俗十三人、(四位五人、五位六人、六位二人、此外侍医忠明)」とあり、道長の東大寺受戒に供奉している。
6. 『小右記』長和3年(1014)2月26日条に「前大隅守為信」とある。父の滋秀が本草に精通していたことを語る姿が『江談抄』巻四にある(甲田利雄『校本江談抄とその研究 上巻』続群書類従完成会、1987年、443

頁)。息子は、『小右記』寛仁3年(1019)2月9日条に「以故為信真人子法師令作真朱散可送」とある。ただし道長の紅雪服用時に為信は存命していない(『小右記』長和4年(1015)5月22日条「為信真人去夜卒去云々、(中略)年六十九」)。

7. 『医心方』卷第十九「服紅雪方第十七」に、「療一切丹石発熱、天行時行、温瘧疫疾、癰疽発背、上気咳嗽、脚気風毒、肺気肺癰、涕唾涎黏、頭風旋憤、面目浮腫、心胸伏熱、骨熱勞熱、口乾口臭、熱風衝上、目赤熱痛、四支攤緩、心忪驚狂、恍惚謬語、骨節煩疼、皮膚熱瘡、昏沈多睡、赤白熱痢、大小便不通、解藥毒食毒酒毒」などの症状には、水と合わせて服用し、「諸気結聚心腹脹満、宿食不消淡水積聚、醋咽嘔吐、産後血運、中風悶絶、産後熱病、墜墮畜血」などの症状には、酒と合わせて服用するとある。『本草綱目』によれば「朴消を主成分とし、これに羚羊角、黄芩、升麻、人参等多数の草木を加え、さらに朱砂を加えたもの」という(前掲註4、146・147頁)。
8. 『大日本史料』第二編之二十三、230頁。中島和歌子氏は「道長が最も多用したのは安倍吉平」と指摘する(中島和歌子「陰陽師」前掲註2、307頁)。
9. 『御堂関白記』長和元年(1012)4月28日条。『小右記』万寿元年(1024)6月26日条。
10. 『小右記』永延元年(987)正月20日条に「左相府大饗精進、未知其由、故殿有此事、若御齋食[会カ]間有此事歟、可尋知事也、引御日記可見之」とあり、精進の大饗は異例のことであった。
11. 情報源となった忠明とは先述した丹波忠明で、実資も道長と同様に重用している(『小右記』寛仁3年(1019)3月14日条・治安2年(1022)4月18日条・治安3年(1023)9月条・万寿4年(1027)3月～5月条など)。忠明自らが診察したのか、あるいは道長の情報を伝え聞いたのかは、医師の名前を道長自身が記載しなかったため不明である。
12. 藤原実資にとって祖父であり、養父である実頼の「忌日の法事は実資の行う忌日仏事の中で最大規模のものである。この日、実資は可能な限り法性寺東北院へ出向き、仏事を行っている」(大谷久美子「『小右記』における「忌日」『古代文化』71(2)、2019年)。齋食とは「僧侶の食事、あるいは午前中の定められた時間に食する食事を指す」(同上)。
13. 御読経が結願し、僧らが退下後、魚味が許される(『小右記』天元5年(982)6月16日条「是日宮御読経結願、(中略)事了僧等退下、序諸[儲]魚味、公卿頗有酔気」)。
14. 『大日本史料』第二編之六、492頁以下。菅原輔正は藤原実頼とも関わりの深かったことが、実頼の忌日法事への列席からうかがわれる(前掲註12)。
15. 『医心方』については『国宝半井家本 医心方』(オリエント出版社、1989年)『医心方 日本医学叢書活字本』(オリエント出版、1991年)に依拠し、栗島行春譯註『叢書 日本漢方の古典1 醫心方〈食養篇〉』(東洋医学薬学古典研究会、1997年)を参照する。
16. 『医心方』卷第三十の特色について、「卷30の所載品は日本の実情に合わせ、日本に産出して一定の使用経験があり、かつ中国の書物に記載のある品を選択し、それらを康頼の観点から配置している、と考察される」(真柳誠「『医心方』卷30の基礎的研究—本草学的価値について」『薬史学雑誌』21巻1号、1986年)、「卷三十で説かれる食物・薬物の選択には、当時のわが国の食生活の慣習が反映されている」(小曾戸洋『中国医学古典と日本』塙書房、1996年、537頁)という指摘がある。

17. 『医心方』の引用する「本草」とは『新修本草』を指す(小曾戸洋『中国医学古典と日本』前掲註 16、535 頁)。『崔禹食経』については同上、540 頁を参照。
18. 霍乱とは「下痢・嘔吐を主訴とする急性胃腸炎」(前掲註 4、74 頁)と推定される。
19. 石田秀実『気・流れる身体』前掲註 3、65 頁。
20. 『小右記』長和 5 年(1016) 4 月 1 2 日条に「頗有恙気」、5 月 2 日条に「飲水数々」、5 月 4 日条に「摂政恙気不散、人々云、猶似可被慎」、5 月 1 0 日条に「摂政殿卅講請僧阿闍梨頼秀来、密語云、講説間被坐仏前、中間必入給簾中、若被飲水歟、紅顔減無気力、似可被慎、其期不遠歟、余所思想、朝之柱石、尤可惜矣」とある。
21. 長和 5 年(1016) 5 月 1 日から 1 6 日まで催された「この年の三十講は道長病勝ちで、このため期間も短縮する処置をとったものと思われ、最も短い興行の仕方である」(山本信吉「法華八講と道長の三十講(下)」『佛教藝術』78 号、1970 年)。
22. 丸山裕美子氏は「大豆煎は、『医心方』卷八「脚気腫痛方」に手足が腫れたさいの治療薬として載り、蘇蜜煎は、『医心方』卷十三「治虚劳五劳七傷方」に、「治諸渴及内補方」として載る。(中略)『医心方』卷十二「治消渴方」の「今案ずるに渴家食すべき物」の筆頭に「蘇蜜煎(治消渴補内)」があげられていることも注目すべきで、『御堂関白記』には記述がないが、道長は飲水病の治療を受けていたことが推測される」と指摘する(丸山裕美子「藤原道長の病と医療」前掲註 2、394・395 頁)。
23. 「葛根」の右に「久須」と書く。
24. 『漢方原典攷注集 6 本草経攷注(中)』オリエント出版社、1986 年、157 頁～161 頁。『漢方原典攷注集 6 本草経攷注』は楊守敬旧蔵の、台北市・故宮博物院図書館所蔵の森立之(枳園)著『本草経攷注』(浄書本)全十八卷十九冊を影印したものである。『神農本草経』の考証については小曾戸洋『中国医学古典と日本』前掲註 16、177 頁～194 頁。葛根の薬理作用として、1 循環系統に対する作用(日本産の葛根の煎剤には心臓に対して興奮と抑制作用という 2 つの成分がある)、2 鎮痙作用、3 血糖降下作用、4 解熱およびエストロゲン様の作用、などが報告されている(『中薬大辞典 第 1 卷』小学館、1985 年、296 頁)。
25. 新村拓『日本医療社会史の研究』法政大学出版局、1985 年、243 頁。
26. 薬効の源泉を「外部」に求める姿勢は、『黄帝外経』にみられる思考と共通する。『黄帝外経』をジョセフ・ニーダム氏は『黄帝非身体(ないし超身体)[医学]提要』と翻訳し、「呪物や呪文や祈禱による治療」は『黄帝外経』に含まること、『黄帝外経』の「外」とは「超肉体的ないし非肉体的なすべてのことがらを意味する」と指摘する。『黄帝外経』は、『黄帝内経』とは異なる思考をもっている(ジョセフ・ニーダム著、山田慶児訳『東と西の学者と工匠 下』河出書房新社、1977 年、118 頁)。実資にとって「薬」とは、『黄帝外経』の文脈にあったのではなかろうか。
27. 忠実の談話を収めた「中外抄」に「上東門の入内は十一月一日なり。主上契斎の儀なきか。また、御堂はいとしも穢をば忌ましめ御さざるか。一条院の縁の下に卅日の穢ある内に、上東門院の入内の事をば定められたるなり」(後藤昭雄・池上洵一・山根對助校注『江談抄 中外抄 富家語』岩波書店、1997 年、266 頁)とあり、道長は彰子の入内を帝王が忌みこもるべき 1 1 月に行い、その入内の準備を死穢の憚りのある期間に行っていた。

28. 『左経記』長和5年(1016)4月30日条。『左経記』は『増補史料大成 左経記』(臨川書店、1965年)に依拠する。
29. 「者」と「従」の間の右に「縦カ」と書く。
30. 『栄花物語』については松村博司『栄花物語全註釈 全八冊』角川書店、1969～1981年に依拠する。
31. 『親信卿記』によると、伊尹の容態は急激に悪化した(増井敦子「墓奏」佐藤宗諱先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記の研究』思文閣出版、2005年)。
32. 『小右記』寛仁元年(1017)10月12日条・25日条など、症状は落ち着いていたものと推測される。道長の病名は「糖尿病」と推定され(前掲註4、177頁)、丸山裕美子氏が「治安三年(1023)六月十日条にも、『所勞不快、枯稿もつとも甚だし』という道長の言とともに、道長が『氷水』を飲むためにたびたび座を立っていたことが記録されている」と指摘するとおり、完治には至らなかった(前掲註22、395頁)。
33. 『小右記』長元元年(1028)9月22日条に「今日飲食減例、左股内太痛、問相成朝臣、申云、寸白欬、傳雄黄、即傳、可飲黒大豆汁者」とあり、医師和氣相成の処方により「黒大豆汁」を服用している。『小右記』寛仁元年(1017)9月12日条に「昨今見其巢、有蜜巢、取一壺令嘗、極甘者、今旦召忠明宿祢令見、申無疑由」とあり、蜂の巣に蜜を見つけ、医師丹波忠明に問い合わせしている。『小右記』長元3年(1030)6月22日条に「小女服葑、日来聊有相勞之上、飲食不快、遂日枯傷、依典藥頭忠明宿祢申、所令服」とあり、娘の千古の病の際、医師丹波忠明の進言によって、「葑」を服用させている。このように医師を介して、身近にある食物を本草薬という観点から受け入れるようになる。このような実資の変化について、拙稿「平安貴族社会と医療」奈良女子大学大学院人間文化研究科『人間文化研究科年報』(第8号、1993年)では全く気づいていない。
34. 子孫たちにとって道長は長命であると認識されていた(前掲註27、287頁)。道長の曾孫である師通は、身近にある植物の効能を医師に問い合わせている(『後二条師通記』応徳3年(1086)11月4日条)。また師通の息子である忠実も葑を本草薬として常用している(拙稿「院政期における「葑」「薤」「蒜」服用の様態」『富山大学教養教育院紀要』第1号、2020年)。このような行為は道長のとりくみを継承してのことではなかったろうか。『御堂関白記』長和5年(1016)7月10日条に「初服葑、是依日来有所悩也」とあり、5日後の15日条に「大内御盆従内藏寮送円教寺、院御盆不召御前、余又不拜、依有葑氣」とある。葑の忌期間を一日とする院政期の慣例に照らし合わせると、道長の葑服用は7月10日の一日限りではなく、数日間続いていた可能性がある。なお盆瓮にあたって葑服用のため不拜としたという道長の対応は、院政期に常態として見受けられる。

谷口美樹

富山大学教養教育院